解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

和歌山県和歌山市太田二丁目一番一八号

川端ボーリング工業株式会社

代表清算人　瀧　廣行

解散公告

当社は、平成二十六年七月十一日開催の株主総会の決議により解散致しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

和歌山市手平四丁目二番一八号

クワトロシステム株式会社

代表清算人　中部　尚毅

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

広島市安佐北区深川三丁目三六番一四号

有限会社マネジメントミズカミ

清算人　水上　雅子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

山口県防府市八王子一丁目一一番一六号

有限会社八王子コンタクトレンズセンター

清算人　田中美佐子

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜六四〇番地

有限会社厚木商店

清算人　山本　和子

解散公告

当法人は、平成二十六年六月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

長崎市川口町二番一二号広美ビル二階

特定非営利活動法人長崎県地域社会雇用創造コンソーシアム

清算人　浜　民夫

解散公告

当社は、平成二十六年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

熊本県熊本市中央区呉服町一丁目三〇番地

株式会社D・Iプラザ

代表清算人　鬼﨑　信文

解散公告

当社は、平成二十六年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

熊本市南区流通団地一丁目三九番地

株式会社システムオートメーションテラオカ

代表清算人　湯澤　一訓

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年七月八日付にて相模原市より認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一番三三号

相模大野駅西側地区市街地再開発組合

代表清算人　渋谷　勝由

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年七月十一日明石市長の解散認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内

兵庫県明石市長坂寺土地区画整理組合

代表清算人　西海　正信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十七日開催の理事会及び評議員会の決議により、平成二十六年三月三十一日栃木県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

栃木県宇都宮市峰一丁目三〇番一四号

学校法人ミネ学院

清算人　五味仙衛武

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

奈良県桜井市大字豊田三一一番地の二

財団法人豊田墓地

代表清算人　山口　一男

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十六年六月四日、徳島県知事の認可により解散しましたので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年七月二十八日

徳島県三好市池田町マチ二一四五番地一

清算法人三野町土地改良区

代表清算人　上野　清

第三期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

負債及び純資産の部	六六、八五九、三七一

負債の部

純資産の部	二四、六九二、四四四
負債及び純資産の部	四二、一六六、九二七
	六六、八五九、三七一

平成二十六年七月二十八日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二一二一番地

一般社団法人くすみち

理事長　朝倉　浩平

公益信託アフラックがん遺児奨学基金第十九期決算公告

一、事業概要

「がん」により主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により高等学校等の修学もしくは充実した学校生活が困難な者（当年度入学者含む）より一三四名の奨学生を新規採用、合計二九六名に対し、各月額二万五千円、合計八千八百八十万円の奨学金を給付した。

二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在

資産合計	一七八、九九七、一九七円
負債合計	○円
正味信託財産	一七八、九九七、一九七円

平成二十六年七月二十八日

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

公益信託アフラックがん遺児奨学基金

受託者　株式会社りそな銀行